

税務総合システムに関する「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」への意見の募集について

令和6年9月30日
奈良県総務部税務課

平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条および第28条の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を公示し、広く意見を求めるものとされています。

また評価書作成者は、委員会規則第15条の規定に基づき、直近の評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることが定められています。このため、特定個人情報ファイルを保有している税務総合システムの評価書の見直しについて、県民の意見を募集します。

・意見募集対象

税務総合システムに関する「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」

・構想案の閲覧方法

- 1 インターネット（奈良県税務課ホームページ）

<http://www.pref.nara.jp/11747.htm>

- 2 閲覧

- ・奈良県庁県政情報センター（県庁東棟1階）
- ・奈良県税務課（県庁主棟4階）
- ・「県民お役立ち情報コーナー」（県内4カ所）

県立図書情報館、奈良県産業会館、橿原総合庁舎、吉野中央公民館

・意見募集期間及び閲覧期間

令和6年9月30日（月）～令和6年11月1日（金）必着

・意見提出方法

意見提出用紙を次のいずれかの方法で提出してください。

- ◆郵送

〒630-8501

奈良市登大路町30番地（奈良県総務部税務課税制企画管理係あて）

◆FAX

FAX 番号：0742-26-3674（奈良県総務部税務課税制企画管理係あて）

◆お問い合わせフォーム

お問い合わせフォームアドレス：<https://www.secure.pref.nara.jp/3291.html>

・留意事項

- 提出いただくご意見は日本語で記載してください。
- 電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス等の個人情報については、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のためにのみ利用し、公表することはありません。

・ご意見の取扱いについて

- 提出いただいたご意見につきましては、特定個人情報保護評価の再実施における参考とさせていただきます。
- 提出いただいたご意見の概要及びそれに対する県の考え、評価書を修正した場合は、その内容について、県のホームページ等で一定期間公表します。
- 意見募集の対象は評価書の内容に関するものであり、これ以外のご意見については対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 結論だけを示したものや、趣旨が不明確な意見については、県の考え方を示さない場合があります。
- 提出いただいたご意見に関する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

・問い合わせ先

奈良県総務部税務課税制企画管理係

0742-27-8364（直通）